

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 大前橋に「道路メンテナンス技術集団」を派遣

関東地方整備局
道路部

地方公共団体管理の老朽橋梁に対する直轄診断を試行

道路の老朽化対策に関しては、多くの施設を管理している地方公共団体に対して、財政面、技術面等でこれまで以上の支援が求められています。

そこで、国土交通省では、地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について直轄診断※を試行的に実施することとしました。

関東地方整備局では、群馬県嬭恋村管理の大前橋において下記のとおり道路メンテナンス技術集団による直轄診断の現地作業を開始します。

記

日時：平成 26 年 9 月 26 日(金) 13 時 30 分～

場所：大前橋(群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前地先)橋長 73 メートル

道路メンテナンス技術集団：

関東地方整備局 道路部 道路保全企画官 箕作光一 他

作業内容：高所作業車等を用いた近接目視による調査

また、15 時 40 分より嬭恋村役場にて、熊川栄村長へ当日の作業報告を行います。

〔添付資料〕

直轄診断(※)……………【本文資料(PDF)別紙 1】

大前橋の概要……………【本文資料(PDF)別紙 2】

村道大前細原線(大前橋)の路線の位置づけ…【本文資料(PDF)別紙 3】

別紙・参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000069.html

2. 道路の老朽化対策のパネル展を開催します

長野国道事務所

道路の老朽化対策のパネル展を開催します

長野県内の道路施設は、高度経済成長期から集中的に整備されており、今後老朽化していきます。今年7月の道路法改正により、道路管理者がトンネルや道路橋などの道路施設を定期的に点検することが義務づけされたところです。

国や長野県、市町村ともに老朽化した道路施設の点検を確実に実施し、必要な補修をしていくことが重要な課題となっています。

今回、広く県民の方に道路の老朽化対策の取り組みについて、ご理解を頂くためパネル展を開催します。

1.開催期間

平成26年9月26日(金)～10月13日(月)

※9月26日は午前中準備のため、午後からご覧になれます。

2.開催場所

松本駅自由通路(長野県松本市)

現在、国土交通省で進めている老朽化対策の取り組み状況については、下記のホームページでもお知らせしています。

■関東地方整備局ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/kyouryoutaisaku/>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano_00000179.html

3. 下館バイパスのバイパス区間 7.6 キロメートル全線が 10 月 7 日(火)に開通します

常陸河川国道事務所

これまで事業を進めて参りました下館バイパス 10.6 キロメートルのうち、神分西交差点～栗島交差点間(1.6 キロメートル)が 2 車線で開通します。

これにより、下館バイパスのバイパス区間 7.6 キロメートルが全線開通(2 車線)し、通過交通がバイパスを利用することで、筑西市の市街地で慢性的に発生していた交通渋滞の緩和と安全性の向上が期待されます。

また、開通に先立ちまして、国道 50 号整備促進期成同盟会主催による開通安全祈願式を開催しますのでお知らせいたします。

【開通日時】平成 26 年 10 月 7 日(火)13 時～

【区間】国道 50 号下館バイパス 筑西市神分西交差点～筑西市栗島交差点間(1.6 キロメートル)

※同日 10 時より開通安全祈願式を実施いたします。(一般参加はできません。)

(会場:バイパス起点部(神分西交差点付近))

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/hitachi_00000190.html

4. 第 5 回技術講演会・出展技術発表会を開催します

関東地方整備局

企画部

関東技術事務所

建設技術者の方々を主な対象に、建設技術や建設技術の開発・活用の取り組みについて情報を提供し、公共工事に係る技術者の知識習得及び技術の普及を図ることを目的として、建設技術展示館第12期「第5回技術講演会・出展技術発表会」を開催します。

日時：平成26年10月23日(木)、24日(金)13:00～17:00頃(受付12:15～)

場所：国土交通省関東地方整備局関東事務所建設技術展示館

千葉県松戸市五香西6-12-1

内容：技術講演会

【1日目】

「(仮)道路法面・斜面の維持管理の現状と課題」

講演者：独立行政法人土木研究所地質・地盤研究グループ地質チーム

総括主任研究員浅井健一氏

【2日目】

「(仮)トンネルの維持管理の現状と課題」

講演者：独立行政法人土木研究所道路技術研究グループトンネルチーム

上席研究員砂金伸治氏

出展技術発表会

テーマ：法面斜面对策、トンネル工、付属施設、仮設工

発表者：14者(19技術)※詳細は、本文資料(PDF)別添参照

参加費：無料

※本技術講演会・出展技術発表会は、土木学会のCPDプログラム、全国土木施工管理技士会連合会のCPDSプログラムの認定を受ける予定です。

【建設技術展示館 HP】

URL：http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index005.html

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000229.html

5. 魅力ある土木工事現場見学会を実施しています

川崎国道事務所

魅力ある土木工事現場見学会を実施しています

～現場見学会の HP 開設と最新のお知らせ～

川崎国道事務所では、現在、国道 357 号の東京港(海底)トンネルや国道 16 号の保土ヶ谷バイパスⅡ期(町田立体)などの大規模な工事を行っています。

これらの工事は、学生や地方公共団体などの土木に関心のある方々の注目も高く、これまでたくさんの方が現場を見学しています(平成 25 年度実績:約 1,300 人/年)。

現場見学会を広く国民の皆様へ提供するため、川崎国道事務所のホームページに現場見学会のお知らせページを開設します。

■川崎国道事務所ホームページ

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/kawakoku/index.htm>

または、「川崎国道」で検索

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kawakoku_0000084.html

6. 平成 26 年度建設技術フォーラム ～出展技術決定のお知らせ～

関東地方整備局

企画部

建設技術や建設技術の開発・活用の取り組みについて情報を発信し、公共事業に係る技術者の知識の習得及び技術の向上を目的として開催します。

開催日時 平成 26 年 11 月 13 日(木) 10 時 30 分～17 時 00 分

平成 26 年 11 月 14 日(金) 10 時 00 分～16 時 30 分

開催場所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

平成 26 年度建設技術フォーラムの建設技術発表及び、ポスターセッション・パネル展示の出展技術が決定しました。

●出展技術

(1)防災・減災 12 技術

(2)長寿命化・補修・補強 12 技術

※聴講申込は、10 月上旬頃より開始予定です。

※応募要領など詳細については、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

TOP ページ右側のメニューにある「建設技術フォーラム」をクリックして下さい。

(URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000034.html>)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000227.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成26年度「土地月間」について

～10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です～

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、国や地方公共団体が出来る限りの取り組みを行うことはもちろんですが、何よりも土地施策への国民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

このような観点から、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地に関する基本理念の普及・啓発活動の充実を図っています。

「土地月間」では、国と地方公共団体さらには関係団体等が主体となって、全国的な普及・啓発活動を展開することとしております。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも是非一度土地の有効利用について考えてみませんか。

1. 実施期間

平成26年10月1日(水)～31日(金)

2. 実施主体

国土交通省、地方公共団体、土地関係団体 等

3. 行事内容

- 講演会などの開催
- ポスター、パンフレット、啓発冊子の配付等

添付資料

[平成26年度「土地月間」について](#)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo01_hh_000037.html

2. 平成26年度「住生活月間」の実施について

1. 目的及び意義

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会が到来する中、住宅の「量」の確保を図る政策から住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」(平成18年法律第61号)が制定されました。

また、同法の制定を受け、同年9月には「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月16日閣議決定)が策定され、更に、平成23年3月には、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、新たな「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)が策定されました。

住生活基本法の目的とする国民の豊かな住生活を実現するためには、国・地方公共団体、民間事業者、居住者等の様々な主体が相互に連携・協力することが必要です。

また、国民一人ひとりが住宅の品質・性能やその維持管理、リフォーム等に関する必要な知識を持ち、市場において適切な選択を行うとともに、地域における良好な居住環境の形成に関して積極的な役割を果たしていくことが求められます。

これまで、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を推進するため、平成元年から毎年10月を「住宅月間」と定め、関係団体により構成される実行委員会を中心に各種行事を実施してまいりましたが、平成19年度には、前述の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画(全国計画)」の趣旨を踏まえ、「住宅月間」の名称を「住生活月間」に改め、より広範な関係機関・団体の参加を得て、総合的な啓発活動を展開してまいりました。

今年度も、国民の豊かな住生活の実現を図るため「住生活月間」を実施し、シンポジウム、住宅フェア等を通じて、国民の住生活の向上に役立つ様々な情報を提供いたします。

2. 期間

平成26年10月1日(水)から10月31日(金)まで

3. 関係行事の実施機関

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会(会長 那珂 正氏)、住生活月間中央イベント実行委員会(委員長 樋口 武男氏)など

4. 関係行事の内容

(1) 合同記念式典の開催

「第26回住生活月間」及び「第26回住生活月間中央イベントスーパーハウジングフェア in 広島」の合同記念式典を開催します。

日時：平成26年10月11日(土) 11:20～12:10

会場：リーガロイヤルホテル広島(広島県広島市)

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000077.html

3. 建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」について（閣議決定）

「建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」について（閣議決定）

1. 背景

第 186 回国会において成立した「建設業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）について、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年以内で政令で定める日から施行することとされているため、改正法の施行期日を定めるとともに、改正法の施行のため、所要の規定を整備し、並びに建設業の許可及び監督の事務の合理化並びに不良不適格者の排除を図る必要があることから、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）等の一部を改正する。

2. 概要

(1) 建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

[1] 建設業法等の一部を改正する法律（[2]を除く）の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日

[2] 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部の改正規定（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項及び適正化指針の記載事項にダンピング防止を追加する規定）の施行期日：平成 26 年 9 月 20 日

(2) 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

[1] 許可申請書等の閲覧制度の見直し

建設業許可行政庁による許可申請書等の閲覧のうち、国土交通大臣許可業者の許可申請書等についての都道府県知事による閲覧を廃止する。

[2] 技術検定の不正受検者に対する措置の強化

技術検定の不正受検者に対し、三年以内の受検を禁止する措置を講ずる。

[3] 立入検査をする職員の資格の緩和

建設業者等に対し立入検査をする職員の資格のうち、一年以上の建設行政の経験要件を撤廃する。

[4] 改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール

閣議決定日 : 平成 26 年 9 月 16 日

公布日 : 平成 26 年 9 月 19 日

施行日（(2)について）：平成 27 年 4 月 1 日

添付資料

[報道発表](#) (PDF 形式) 

[【施行期日政令】要綱](#) (PDF 形式) 

[【施行期日政令】本文・理由](#) (PDF 形式) 

[【施行期日政令】参照条文](#) (PDF 形式) 

[【施行期日政令】法律要綱](#) (PDF 形式) 

[【整備等政令】要綱](#) (PDF 形式) 

[【整備等政令】本文・理由](#) (PDF 形式) 

[【整備等政令】新旧](#) (PDF 形式) 

[【整備等政令】参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000279.html

4. 平成26年度 官民連携基盤整備推進支援事業（第3回募集分）の実施について ～第3回実施事業が決定しました～

平成26年度 官民連携基盤整備推進支援事業(第3回募集分)の実施について～第3回実施事業が決定しました～

平成26年6月16日から7月25日にかけて募集した、「平成26年度官民連携基盤整備推進支援事業(第3回募集分)」については、添付資料のとおり、8件の実施を決定しました。(国費合計60百万円)

官民連携により地域活性化のための基盤整備推進支援事業では、今後も官民が連携して策定する地域戦略に資する基盤整備の事業化に向けた検討経費及び非常時の電力確保を図るための公共土木施設への再生可能エネルギーを導入に必要な経費、民間が実施する地域防災力向上に資する取組との連携により、機能が効果的に発揮される基盤整備に必要な検討経費について支援してまいります。(補助率1/2)

※制度の詳しい内容やこれまでの実施事例等につきましては、[本制度のHP](#)をご覧ください。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000050.html

の重要な観光資源として親しまれている（写真-1, 2）。



写真-1 地引網



写真-2 ビーチマラソン

2. 過去の災害実績

年月	起因	被災状況
【S57災害】 1982.9.11-13	台風18号	砂浜侵食 護岸等が被災 (海岸護岸崩落 L=約65m)
【H19災害】 2007.9.6-7	台風9号	大規模な砂浜侵食 護岸・擁壁倒壊 (海岸護岸崩落 L=約35m)
【H23災害】 2011.9.21-22	台風15号	砂浜侵食 護岸等が被災 (海岸護岸基礎部洗掘 L=約210m)

表-1 過去の主な災害実績

が約1kmにわたり倒壊・流出し通行止めになる等の甚大な被害を受けた（写真-3, 4）。

西湘海岸では、1960年代から侵食傾向が顕在化し、近年、度重なる被災が発生している（表-1）。

特に、2007年の台風9号では、台風による南東方向からの高波浪が長く続き、大量の砂礫が流出し、大規模な海岸侵食が生じた。

浜幅が30mに満たない浜では、砂浜が完全に消失し、海岸護岸の基礎部洗掘による倒壊や、西湘バイパスの擁壁



海浜消失



写真-3 西湘バイパス金波橋付近の被災状況



写真-4 二宮町周辺の被災状況

3. 保全に向けた検討

神奈川県と京浜河川事務所では、海岸保全対策を講じることにより海岸侵食を抑制し、砂浜の回復を図る方法について総合的に検討するため、学識経験者や自治体、漁業関係者、市民団体等からなる「西湘海岸保全対策検討委員会」を設立し、2008年2月から7月まで委員会を3回開催した。

委員会では、

- ① 海岸侵食の原因である西向き沿岸流が発生し、砂礫が西部にある海底谷へ流出すること
- ② 高波浪時に冲向きの漂砂が発生すること
- ③ 長期的な海岸侵食への対応を考えるべき

との指摘があった。

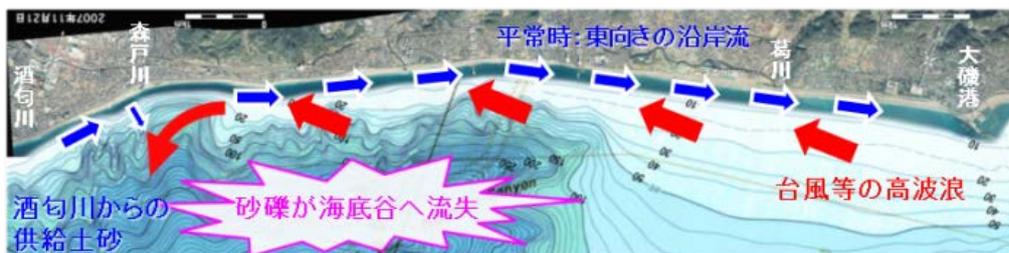


図-4 平常時と高波浪時で異なる沿岸漂砂

地域における海岸の利用状況に配慮しつつ、以上の3点に対応するために、以下の機能を有する海岸保全施設を検討した。

- ①□高波浪時に侵食を受けないこと
- ②□平常時に沿岸漂砂を阻害しないこと

西湘海岸における平常時の沿岸漂砂の流れを阻害せずに高波浪時の侵食を防護することは、従来の海岸保全施設の整備では対応が難しいことから、新たな海岸保全施設による保全対策「岩盤型施設（仮称）」が提案された（写真-5）。

「西湘海岸保全対策検討委員会」の検討を受け、京浜河川事務所では、「岩盤型施設（仮称）」の機能を確認するため、室内での水理模型実験や数値モデルによるシミュレーション計算、現地海岸における漂砂移動状況や施設の構造を確認するための現地試験など、実現化へ向けた調査や検討を行ってきた

（図-5）。

また、養浜の検討を加え、海岸保全計画全体の整理を行った。

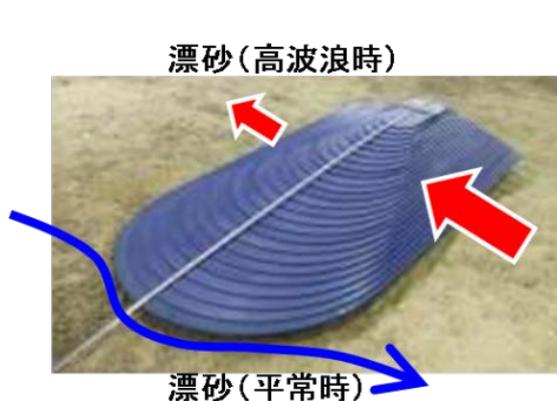


写真-5 岩盤型施設（仮称）のイメージ

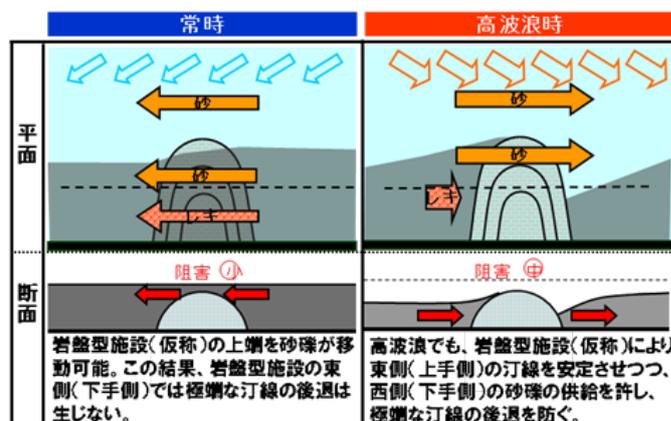


図-5 岩盤型施設（仮称）の特徴

4. 直轄事業化に至るまでの手続き

2007年台風9号による被災後、神奈川県において養浜等を実施してきたが、浜幅の十分な回復に至っていない状況にある。また、早期に抜本的な侵食対策を講じるには岩盤型施設（仮称）等の高度な技術が必要とされることから、地元自治体で構成された「なぎさづくり促進協議会」より直轄事業化による西湘海岸の保全対策が要望されていた。

これを受け、平成26年2月の関東地方整備局による計画段階評価、平成26年3月の国土交通省による新規事業採択時評価を経て、平成26年度より直轄事業化されることとなった。

(1) 計画段階評価

直轄事業化に際しては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価を関東地方整備局において実施している。

評価については、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価が行われた。

西湘海岸の保全対策に関しては、海岸の防護が期待できる「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」に基づく対策及び新工法である岩盤型施設（仮称）の計 17 工法による対策の立案を行った。

その後、それらの対策について、砂浜回復の効果や地域社会への影響等による概略評価により、①「岩盤型施設（仮称）等による対策」②「突堤等による対策」③「ヘッドランド等による対策」の3案への絞り込みを行った。

さらに、その3案について、対策効果・コスト・地域社会への影響・景観への影響等の観点から総合評価を行い、岩盤型施設（仮称）等による対策を最適な保全対策として選定を行った。

(2) 新規事業採択時評価

新たに予算化しようとする事業に関して、費用対効果分析を含めた事業評価を行う新規採択時評価については、社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会において、専門的調査審議が実施された。

西湘海岸については、小田原市から大磯町までの約 13km 区間について、「岩盤型施設（仮称）」、

「洗掘防護施設」、「沿岸漂砂礫流失抑制施設」及び「（初期）養浜」による侵食対策を行うことで、2007 年台風 9 号規模の波浪が発生しても、砂浜の防護機能が維持できることにより、対策は妥当と判断された。

5. 保全事業の概要

(1) 事業区間

長期的な海岸侵食への対応及び維持管理の効率性を考え、酒匂川からの供給土砂で保全されてきた酒匂川河口から大磯港までの13kmを一体的な計画区間とする。

(2) 対策の目標

相模灘沿岸海岸保全基本計画を踏まえ、最低限30m以上の幅と適度な勾配をもつ砂浜とし、防災機能を最大限に発揮させる。

(3) 事業内容

岩盤型施設（仮称）	6基
洗掘防護施設	約2km
沿岸漂砂礫流失抑制施設	約1km
養浜	約36万m ³

全体事業費 : 181億円

事業期間 : H26~H43

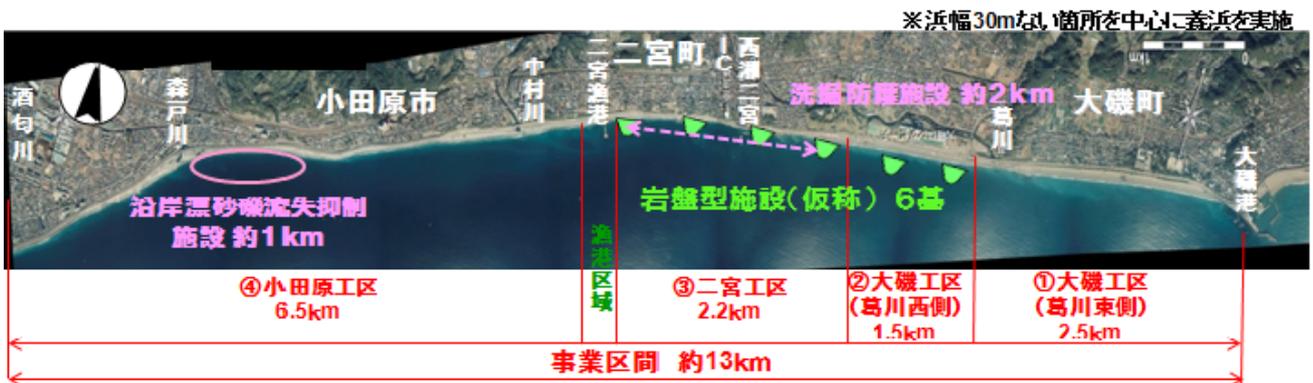


図-6 保全事業概要図

6. 今後に向けて

西湘海岸の直轄事業では、これまで施工実績がない岩盤型施設（仮称）など、新技術を取り入れて対策を行うこととしている。これまで期待する効果が得られる構造を整理してきたが、今後は、更に材質や施工方法等をより具体的に整理していく。併せて、将来にわたり安定的かつ持続的に効率よく海岸保全を図るため、酒匂川流砂系における総合土砂管理との連携をより緊密に実施していきたいと考えている。